

# 中学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けて

令和6年7月  
多摩市総合教育会議資料

資料 1-①

## 1 部活動の位置付け・部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた国・都の動き

平成20年1月	文部科学省は学校教育活動を「教育課程内の活動」「教育課程外の活動」に大別し、部活動を「教育課程外の活動」の一つであると整理(中央教育審議会)
平成29年3月	中学校学習指導要領の総則における、学校運営上の留意事項として、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に(中略)部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」と示す。
平成29年4月	都教育委員会は部活動検討委員会を設置。部活動の概念について検討・整理する。また、区市町村立中学校等の教員の負担軽減と部活動の充実を図ることを目的とし、部活動指導員の導入や練習時間、休養日の設定を含むガイドラインの内容、地域人材を活用に関する補助のあり方等の検討を開始する。
令和元年 月 令和2年9月	都教育委員会は部活動に関する総合的なガイドラインを作成する。文部科学省、スポーツ庁、文化庁は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることなどを示す。
令和4年12月	スポーツ庁、文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(以下、国のガイドライン)」を策定し、学校部活動の地域連携や、地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応を示す。
令和5年3月	都教育委員会は、国のガイドライン等を踏まえ、「東京都学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン(以下、都のガイドライン)及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画(以下、都の推進計画)」を策定。これら都のガイドライン及び都の推進計画策定に関する通知(令和5年3月24日付4教指企第1945号)にて、以下が示される。 ・国のガイドライン及び都のガイドラインに則り、速やかに「設置する学校に係る部活動の方針」の策定をすること。 ・区市町村において、地域連携や地域移行の在り方等を検討すること。また、改革推進期間におけるスケジュールや方針を示した計画を策定すること。

## 2 教育委員会と市長部局との連携

令和5年3月	市議会一般質問において、部活動の地域連携・地域移行については、都のガイドライン等を踏まえ、令和5年度中に連携・移行を踏まえた協議会を設置すること、拙速に対応せず、国や都の動向を踏まえつつ、多大な論点整理をしながら関係機関と協議していく必要性等について説明
令和5年5月～	部活動の地域連携・地域移行に関する国・都のガイドライン等に関するくらしと文化部との情報共有
<b>【情報共有の内容】</b>	
・先行自治体の取組、課題について ・現状の中学校の部活動の状況について ・アンケートの実施結果及び分析について	

## 3 協議会の流れについて(案)

### 令和6年度第1回(令和6年6月)

- ・仮称多摩市中学校の部活動に関する地域連携・地域移行に関する協議会(以下、市協議会)の委嘱
- ・国及び都のガイドライン、都の推進計画等、これまでの国・都の動向の共有
- ・国や都のいわゆる「論点整理」についての説明
- ・市協議会の協議の進め方について、小委員会で行うことの了承(下記※1参照)
- ・小委員会の担当についての了承

### ※1 小委員会の主たる協議内容(案)

小委員会1 生徒 学校部活動の方針に関する事項(指導内容等)	小委員会2 教員・保護者 学校部活動の地域連携及び外部指導員及び教員の業務改善に関する事項	小委員会3 移行関係 地域クラブ活動への移行に関する事項
<b>【協議内容の一例】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・都の部活動の在り方に 関する方針を参考に、部 活動方針の策定</li><li>・生徒の安全確保等生活 指導上の対応</li><li>・休養日の設定</li><li>・合同部活動や移動手段 等について、合同部活動 該当校の教育課程調整</li><li>・大会・練習試合への参 加(申込・連絡体制)につ いて</li></ul>	<b>【協議内容の一例】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・部活動指導員、支援員 ・外部指導者の確保</li><li>・体罰、ハラスメントの禁止 等の周知等</li><li>・兼業兼職に関する事項</li><li>・保険加入に関する事項</li><li>・保護者の負担軽減(学校 部活動(含合同部活動の移 動交通費)や大会参加に関 する、困窮家庭への対応)</li></ul>	<b>【協議内容の一例】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域クラブ活動の運営団 体・実施主体の整備</li><li>・指導者の質と量の持続的 な確保について</li><li>・公共施設や社会教育施 設、学校を地域クラブ活動 で使用する際の手続き等</li><li>・保護者の負担軽減(地 域クラブ活動の低廉な回避、 困窮家庭への対応)</li></ul>

### ※2 市協議会の構成について(案)

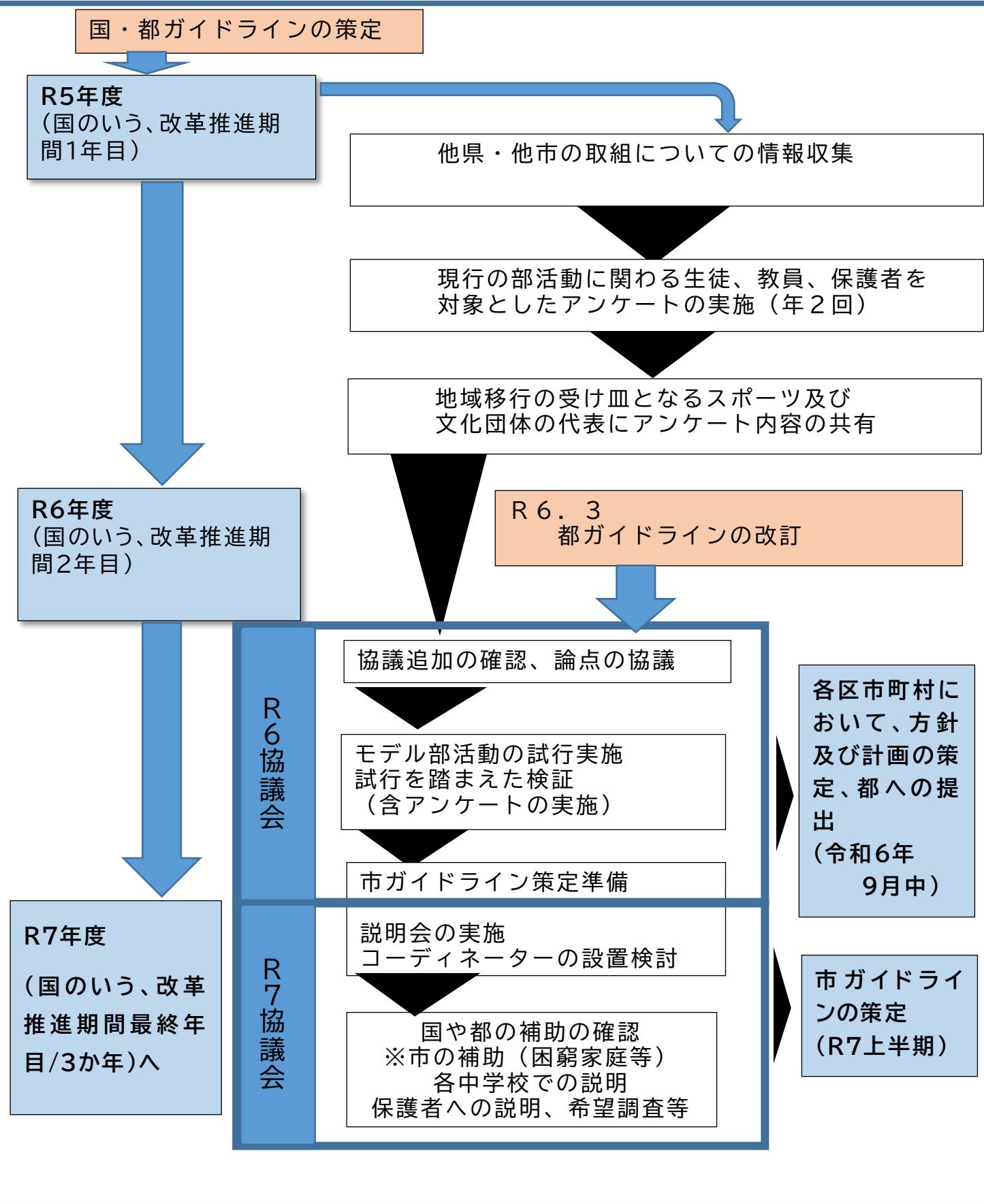
小委員会1 学校部活動の方針に関する事項(指導内容等)	小委員会2 学校部活動の地域連携及び外部指導員及び教員の業務改善に関する事項	小委員会3 地域クラブ活動への移行に関する事項
<b>【委員構成】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・大学学識経験者</li><li>・地域団体推薦者</li><li>・部活動指導員</li><li>・保護者</li><li>・中学校長</li></ul>	<b>【委員構成】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・大学学識経験者</li><li>・地域団体推薦者</li><li>・部活動指導員</li><li>・保護者</li><li>・中学校長</li></ul>	<b>【委員構成】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・大学学識経験者</li><li>・地域団体推薦者</li><li>・部活動指導員</li><li>・保護者</li><li>・中学校長</li></ul>

(参考 都のガイドライン策定等に関する都検討委員会の委員構成・事務局構成)

委員:局長級2名、校長会4名、連盟4名、区市町村2名、モデル地区、保護者

事務局:部長級14名、課長級2名、係長級6名

#### 4 協議会と小委員会の相関について(イメージ)



#### 令和5年度(国の改革推進期間1年目/3か年)の本市教育委員会の取組

- 1 他県・他市等の取組(モデル地区の取組を含む)に関する情報を収集し、今後開催する協議会での検討する論点等について検討しました。
- 2 現行の部活動に関する生徒、教員、保護者を対象としたアンケートを年度内に2回実施しました。  
【令和5年8月】  
多摩市立全中学校の第2学年生徒、その保護者、全教員を対象としたアンケート(東京都教育委員会作成)  
【令和5年12月】  
多摩市立全中学校の第1学年及び第2学年の生徒、全教員を対象としたアンケート(多摩市教育委員会作成)
- 3 今後の部活動の地域移行の受け皿となる、多摩市内のスポーツ及び文化団体の代表の方に、国や都のガイドラインが目指す方向性、当事者である生徒や教員、保護者のアンケート内容について説明・共有し、令和6年度からの協議等への参加をお願いしました。

#### 5 学校部活動及び地域クラブ活動の方向性 (点線 手立て 実線 方向性)

- ① 学校と地域との連携・協働により、学校部活動の改革に取り組み、生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しめるよう、環境を整備すること。
- ② 学校部活動及び地域クラブ活動において、生徒の自主的・自発的な参加になるよう、指導体制を構築すること。
- ③ 技能や記録の向上等、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの積極的な導入により、短時間で効果が得られるようより合理的でかつ効果的・効率的な活動を行うこと。
- ④ 成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養、睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、休養日や活動時間を適切に設定すること。
- ⑤ 学校部活動の地域移行を見据え、学校部活動において専門的な技術指導に加え、大会引率等ができる部活動指導員及び外部指導者を積極的に配置するなど、教職員の負担軽減を踏まえ、地域と連携して指導体制を整備すること。

## 6 協議会の日程について

(事前打診の中で、金曜午後の出席が可能な方が多いことから、  
金曜午後～夕方で調整中)

	開催日	会場	内容
第1回	6月21日(金)	多摩市立東愛宕中学校	協議会の目的について各小委員会での共有
第2回	7月19日(金)	教育委員会会議室	中間報告の確認
第3回	8月23日(金)	教育委員会会議室	計画書の提出について
第4回	9月27日(金)	未定	市ガイドライン策定に向けた準備
第5回	10月25日(金)	教育委員会会議室	市ガイドライン策定に向けた準備
第6回	12月20日(金)	教育委員会会議室	市ガイドライン策定に向けた準備
第7回	2月14日(金)	未定	市ガイドライン策定に向けた準備

## 7 協議会の委員について

学識 経験 者	元国士館大学 体育学部 教授 田口康之 先生	中学校での部活動の指導経験の他、東京都教育委員会(体育指導担当、人事部)、公立中学校長の経験、区市町村立教育委員会行政経験(区市町村立教育委員会指導担当課長)を有する。 本市においても、市内小学校のスポーツライフ推進指定事業における国士館大学学生の派遣等、体育に係る内容(運動習慣、体力向上、部活動)にご尽力いただいている。
	明星大学 教育学部 特任教授 相原雄三 先生	東京都多摩教育事務所指導課長、東京都教職員研修センター教育開発課長、東京都公立小学校長の経験を有する。
	帝京大学大学院教職研究科 教授 前島正明 先生	中学校での部活動の指導経験の他、東京都教育委員会指導部主任指導主事、東京都青少年治安対策本部青少年担当課長、区市町村立教育委員会行政経験(区市町村立教育委員会指導担当課長)、多摩市立中学校長の経験を有する。
地域 ス ポ ーツ 団 体	一般財団法人 多摩市体育協会 会長 宮崎鼎三 様	健康・安全にスポーツを楽しみ、市民が身近に参加できるスポーツ振興の推進に取り組んでいる。
	一般財団法人 多摩市体育協会 理事長 浦中英行 様	
	一般財団法人 多摩市体育協会 バドミントン連盟会長 井元恵美子様	
地域 文 化 芸 術 団 体	多摩市文化団体連合 理事長 青木ひとみ様	多摩市内諸文化団体の発展向上と相互の交流親睦を図り、広く市民文化に寄与することを目的として事業に取り組んでいる。
	多摩市文化団体連合 神野節子様	
	多摩市文化団体連合 宮武裕子様	
部活 動外 部指 導員	部活動指導員 三浦純幸様 後藤進様 大八木直子様	中学校の現場で部活動の指導に取り組んでいる。
保護 者	市民委員(保護者) 3名	中学校に在籍する生徒の保護者
学校	多摩市立中学校長	中学校責任者

事務局

## 8 都のガイドライン等に基づく、論点整理

事項	課題	本市協議会(小委員会)での追加協議案件、対応の方向性	備考 関係機関等
指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行や連携の対象となる部活動及び求める指導者の把握</li> <li>・学校のニーズに即した指導者の確保</li> <li>・指導者の質の向上</li> <li>・教員の兼職・兼業の運用について</li> <li>・多摩市近郊の大学との連携</li> <li>・部活動指導員の研修</li> <li>・部活動補助員</li> </ul>		TEPRO 国士館大学
生徒関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校から指導者への指揮命令の整理</li> <li>・教員不在時(外部指導者及び移行各々)の生徒間のトラブルへの対応・引継ぎの有無</li> <li>・生徒の精神面での指導(教育課程関係、対人関係、試合や大会に出られない生徒への指導等を含む)</li> <li>・平日の指導内容との一貫性の担保</li> <li>・活動時間や生徒の出席等の管理</li> <li>・合同部活動を実施する際の移動手段、指揮系統</li> <li>・休業日の設定</li> <li>・活動時間の設定</li> </ul>		
緊急対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の初期対応</li> <li>・休日の連絡体制の整備</li> <li>・生徒が負傷した際の補償</li> <li>・指導者が負傷した際の補償</li> <li>・熱中症対策や新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の学級閉鎖等との対応</li> <li>・</li> </ul>		
費用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部費の適切な徴収と管理について</li> <li>・公共施設や社会教育施設等を利用する場合の負担軽減、円滑な利用促進</li> <li>・生活困窮家庭等を含む、保護者の負担について(学校部活動)(地域クラブ活動)</li> <li>・保険料</li> </ul>		
地域クラブ活動関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実</li> <li>・公共施設や社会教育施設等を利用する場合の負担軽減、円滑な利用促進</li> <li>・地域クラブ活動が諸事情(運営者の不存在、費用対効果等)により困難な場合に、当該中学校(生徒)と他の中学校(生徒)の機会均等を視野に入れた合同部活動実施に係る交通費等や部活動指導員等の確保</li> </ul>		